

訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて

令和7年3月3日総三第114号高等裁判所長官、地方裁判所長、家庭裁判所長あて総務局長通達

改正 令和 8年 2月27日総三第139号

標記の事務の取扱いについて、下記のとおり定めましたので、これによってください。
なお、簡易裁判所に対しては、所管の地方裁判所長から連絡してください。

記

第1 用語の定義

この通達における用語の意義は、次に定めるところによる。

- 1 電磁的記録 電子的方式、磁氣的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた映像又は音声の記録をいう。
- 2 訴訟等関係人 当事者、証人その他事件の関係人をいう。
- 3 証人尋問等記録 法律又は最高裁判所規則の規定により、裁判所若しくは裁判長の命若しくは許可若しくは当事者の申出に基づいて訴訟等関係人の尋問、供述、陳述又はこれらの状況についての録音又は録画（以下「録音等」という。）がされた電磁的記録をいう。
- 4 記録媒体 電磁的記録を書き込むことができる物をいう。
- 5 複製用記録媒体 証人尋問等記録を保存するために用いる庁用の可搬式の記録媒体のうち、電磁的記録を書き換えることができるものをいう。
- 6 保存用記録媒体 証人尋問等記録を保存するために用いる庁用の可搬式の記録媒体のうち、電磁的記録を書き換えることができないものをいう。

第2 録音等の方法

録音等に係る事件を担当する裁判所書記官（以下「担当書記官」という。）又は録音等に係る事件に立ち会った裁判所速記官（以下、担当書記官と併せて「担当書記官等」という。）が法律又は最高裁判所規則の規定により、裁判所若しくは裁判長の命若しくは許可若しくは当事者の申出に基づいて訴訟等関係人の尋問、供述、陳述又はこれらの状況について録音等をするときは、庁用の記録装置を用いて行う。

第3 証人尋問等記録の記録媒体等への保存及び消去

1 証人尋問等記録の保存先

- (1) 証人尋問等記録は、(3)の前段の定めにより保存用記録媒体に保存するときを除き、担

当書記官等の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存する。

- (2) 証人尋問等記録は、次のアからオまでに掲げる必要があるときは、それぞれアからオまでに定める記録媒体等に一時的に保存することができる。

ア 庁用の記録装置を用いた録音等のために必要があるとき 法廷に設置された裁判所支給端末に内蔵された記録媒体、庁用の記録装置に内蔵された記録媒体又は複製用記録媒体

イ 証人尋問等記録の運搬のために必要があるとき 複製用記録媒体

ウ 裁判員の参加する刑事裁判に関する法律（平成16年法律第63号）第65条第1項の規定により証人尋問等記録を記録した場合において、評議のために必要があるとき 評議室に設置された裁判所支給端末若しくは評議室に持ち込む裁判所職員の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体又は裁判所が利用するクラウドサービスの提供者により割り当てられた記憶領域（以下「クラウド保存領域」という。）

エ 録音反訳方式を利用するために必要があるとき 録音反訳方式に関する事務を担当する裁判所職員の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体又はクラウド保存領域

オ ウェブ会議アプリケーションを用いて録音等をするために必要があるとき、又はウェブアプリケーションを用いて証人尋問等記録を編集するために必要があるとき クラウド保存領域

- (3) 法律又は最高裁判所規則の規定により、裁判所若しくは裁判長の命若しくは許可に基づいて証人尋問等記録の作成をもって調書の記載に代えるとき、証人尋問等記録の記録媒体を調書の一部とするとき、訴訟等関係人の尋問、供述等を調書に記載しない場合において証人尋問等記録を作成するとき、平成元年11月30日付け最高裁総三第33号総務局長、刑事局長通達「通訳人の付された証人尋問等を録取した録音体の保管等に関する事務の取扱いについて」記1に定める録音体を作成するとき、又は平成21年5月19日付け最高裁総三第000508号総務局長通達「裁判員の参加する刑事裁判における訴訟関係人の尋問及び供述等の記録媒体への記録等に関する事務の取扱いについて」記第3の1に定める更新用記録媒体を作成するときは、担当書記官は、証人尋問等記録を保存用記録媒体に保存するものとする。録音反訳方式を利用するために必要なときも、同様とする。

2 証人尋問等記録の消去

- (1) 担当書記官等の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に保存した証人尋問等記録は、1の(3)の前段の定めにより保存用記録媒体に保存したときその他用済みとなったときは、速やかに消去する。ただし、他の通達に別段の定めがあるときは、この限りでない。
- (2) 1の(2)のアからオまでの定めにより記録媒体等に証人尋問等記録を一時的に保存した場合において、それぞれ1の(2)のアからオまでに掲げる必要がなくなったときには、担

当書記官等は、当該証人尋問等記録を速やかに消去する。

- (3) 1の(2)のウの定めにより裁判官の裁判所支給端末に内蔵された記録媒体に証人尋問等記録を保存した場合において、1の(2)のウの必要がなくなったときには、担当書記官は、同裁判官において当該証人尋問等記録を消去したことを確認する。

第4 複製用記録媒体の保管及び貸出し

1 複製用記録媒体の保管

複製用記録媒体（担当書記官等に貸し出したものを除く。）は、主任書記官、主任速記官、民事、刑事、家事若しくは少年の訟廷管理官、訟廷管理官、裁判員調整官又は速記管理官（以下「主任書記官等」という。）が、施錠のできる場所に収納する方法により保管する。

2 複製用記録媒体の貸出し

- (1) 主任書記官等は、担当書記官等が複製用記録媒体を利用する必要性が生じたときは、担当書記官等にその保管する複製用記録媒体を貸し出すことができる。
- (2) 担当書記官等は、複製用記録媒体の貸出しを受けたときは、当該複製用記録媒体を施錠のできる場所に収納する方法により保管する。
- (3) 担当書記官等は、貸出しを受けた複製用記録媒体を利用する必要性がなくなったときは、直ちに主任書記官等に返還する。

第5 複製用記録媒体の数の点検

主任書記官等は、その保管する複製用記録媒体の数及び貸し出した複製用記録媒体の数について、毎年1回以上定期的に、及び主任書記官等の異動等により事務の引継ぎを行う場合にはその都度、自ら点検を行い、その結果を所属する裁判所の首席書記官（知的財産高等裁判所にあつては知的財産高等裁判所首席書記官、首席書記官の置かれている簡易裁判所以外の簡易裁判所にあつてはその所在地を管轄する地方裁判所の首席書記官。以下同じ。）に報告する。

第6 亡失又は漏えい等の報告

1 担当書記官等による報告

担当書記官等は、貸出しを受けた複製用記録媒体が亡失し、又は証人尋問等記録が漏えいし、若しくは漏えいしたおそれがあると認めるときは、直ちに、主任書記官等に報告する。

2 主任書記官等による報告

主任書記官等は、保管する複製用記録媒体若しくは担当書記官等に貸し出した複製用記録媒体が亡失し、又は証人尋問等記録が漏えいし、若しくは漏えいしたおそれがあると認めるときは、直ちに、所属する裁判所の首席書記官を経由して、各裁判所の長に報告する。

付 記

- 1 この通達は、令和7年3月3日から実施する。
- 2 他の通達等中「平成29年5月31日付け最高裁総三第47号総務局長、情報政策課長通

達「訴訟等関係人の尋問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」
とあるのは「令和7年3月3日付け最高裁総三第114号総務局長通達「訴訟等関係人の尋
問、供述等の記録媒体への保存等に関する事務の取扱いについて」と読み替えるものとする。

付 記（令8. 2. 27総三第139号）

この通達中記1から6までの定めは令和8年2月27日から実施する。